

資料 1

令和2年3月25日
第5回神戸市総合教育会議

令和元年度 第5回神戸市総合教育会議 教育委員会事務局説明資料

方向性 1

調査委員会による事実解明を早期に、できれば年内に明らかにする。

ただし、明白な事実は速やかにその都度公表を行い、説明責任を果たす。

方向性 2

その上で、関係職員に対し厳正な処分を行う。

1 調査結果（2月21日に調査報告書を受領）

〔認定した事実〕

- ・加害教員からのハラスメント行為として123項目を認定したほか、管理職の被害教員に対する行為として別途2項目を認定。

1 調査結果（続き）

〔原因〕

- ①加害教員らの個人的資質
- ②管理職らの責任
- ③制度・体制
- ④体系的・実効的なハラスメント研修の欠如
- ⑤「いじめ防止対策推進法」に対する真の理解の欠如
- ⑥外部相談窓口の不備
- ⑦教員の構造的問題

2 処分内容（2月28日付け）

- ・加害教員

 - 免職 2名

 - 減給10分の1・3月 1名

 - 停職3月 1名

- ・管理監督者

 - 現校長 減給10分の1・3月

 - 前校長 停職3月

 - 前々校長 戒告

- ・他1名 文書訓戒

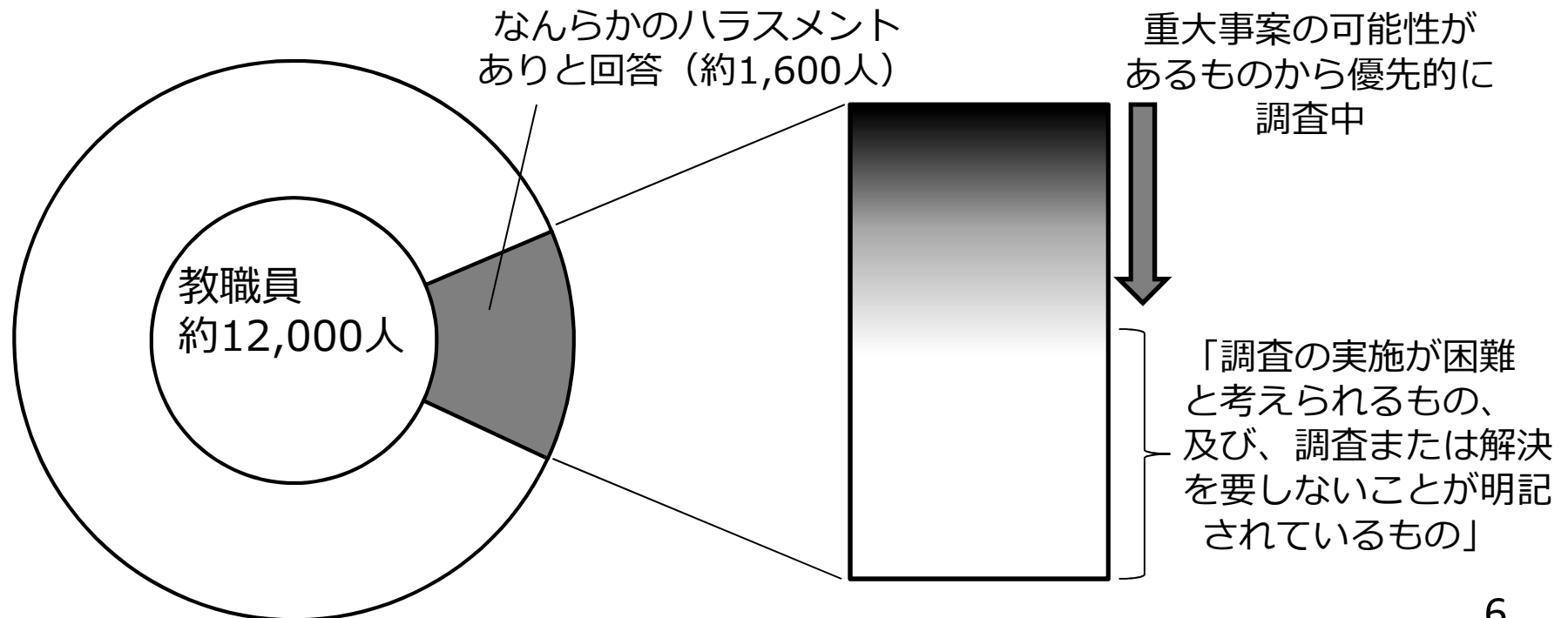
3 学校園等のハラスメント調査について

(1) 回答結果の概要（第4回会議資料より）

- ・ ほぼ全員（約12,000人）より回答
- ・ 何らかのハラスメントがある（もしくは、あった）と回答した者は約1,600人（1,755件）
- ・ なお、このうち「調査の実施が困難と考えられるもの、及び、調査または解決を要しないことが明記されているもの」が半数程度

(2) 進捗状況

- ・ 身体接触を伴うセクハラや、複数の報告が寄せられているパワハラ事案など、重大事案の可能性があるものから優先的に調査中。
- ・ ハラスメント調査担当弁護士3名に加え、今年2月から新たに2名の女性弁護士を補助として追加。
- ・ 特に重大事案と考えた2件について、ハラスメントの事実を確認し、2月28日に懲戒処分を実施。



(3) 今後の方針

- ・引き続き懲戒処分の可能性のあるその他の事案について調査を進め、令和2年4月末までに懲戒処分を行う。
- ・調査対象の全件について、令和2年10月ごろまでを目途に回答者本人からのヒアリングを終える予定。
- ・当該校のみの問題や、職員個人の資質のみに起因する問題ではなく、教育委員会全体の組織風土に係る問題として、再発防止策や組織風土改革に取り組んでいく。

方向性3

被害教員に対するケアを適切に実施するとともに、児童・保護者に寄り添った対応を行う。

これからの学校運営・学校づくり

(子供たちの心のケアや学校生活の安定化に関する取組を含む)

I 児童に寄り添った学校づくり

1. 子どもたちがつくるこれからの学校

令和2年度に創立140周年を迎えるにあたり、子どもたちが主体的・能動的に学校の未来を考えるための創造的なアイデアを出し合い、児童・保護者・地域と学校が一体となって取り組みを進めていく。

2. 児童一人一人の学びの意欲を高め、理解を深める授業づくり
 - (1)教科担任制の導入
 - (2) I C T 機器を活用した授業の展開
 - (3)少人数指導等の導入

3. 児童の心の安定化・豊かな心の育成
 - (1)スクールカウンセラーの配置
 - (2)地域とともに取り組む豊かな心を育む課外活動
 - (3)登下校見守り活動の充実
 - (4)学童保育との連携

4. 教育環境の整備
 - (1)学習室の整備
 - (2)教室の見える化
 - (3)照明の L E D 化

Ⅱ 教職員が一丸となった学校づくり

教職員が問題を抱え込み孤立することなく「チーム学校」として機能するよう、教職員の協働性を高める取り組みを進めるとともに、職員室が外に開かれ、風通しの良い空間となるよう取り組む。

1. 教員の協働性の発揮

学級ごと、学年ごとの縦割りではなく、在籍する全ての教職員が児童一人一人の成長を見守ることができるような学校運営に取り組む。

(1)教科担任制の導入（再掲）

(2)情報交換会の開催

(3)メンター制度の導入

(4)管理職と教職員との課題の共有・コミュニケーションの促進

2. 風通しの良い職場環境づくり

3. 教職員の負担軽減

Ⅲ 保護者・地域に支えられる学校づくり

保護者・地域との信頼関係を深め、学校運営に参画いただき、ともに児童の健全育成を進めるなど開かれた学校づくりを進める。

1. 保護者が参画しやすいPTA改革支援
2. 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入
3. 児童・保護者がともに学び豊かな心を育む公開授業の実施
4. 子どもたちがつくるこれからの学校（再掲）
5. 地域とともに取り組む児童の豊かな心を育む課外活動（再掲）
6. 登下校見守り活動の充実（再掲）

方向性 4

今回の事案は教育委員会のガバナンス欠如によるものと考えられ、教育委員会と学校現場が密に連携することを主眼として、外部人材の登用及び連署内申方式の見直しを含め、早急に抜本的な改革を行う。

1 調査報告書において提起されている再発防止策

- ・ 教員の資質向上、適切で実効的な研修の実施
- ・ 学校現場の外部への開放等
- ・ 実効的な通報窓口の設置
- ・ 職場環境の改善（ゆとりある教育活動）
- ・ いじめ被害者への注意喚起
- ・ 人事制度の見直し

2 今後の取組

(1) 教育委員会のガバナンス強化

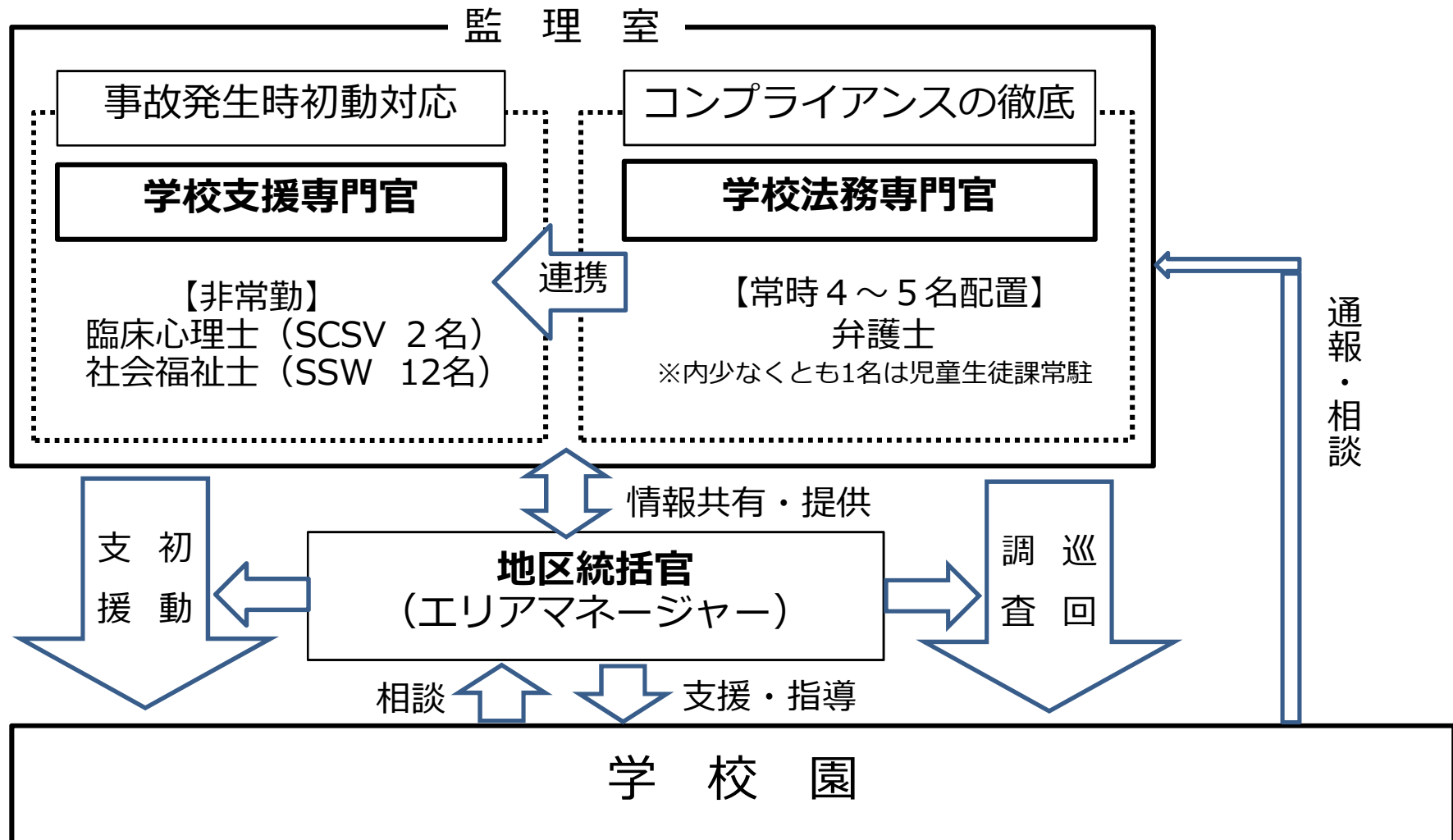
○教育監理役の任命

- ・ 弁護士 井川 一裕 氏
- ・ 鳴門教育大学理事・副学長 佐古 秀一 氏
- ・ 灘中学校・高等学校校長、神戸市私立学校協会会長
和田 孫博 氏
を任命。(令和2年3月4日付)
- ・ 専門的な立場から教育委員会のガバナンスの強化や教育行政が抱える諸問題の解決に向けた助言をいただく。

○監理室の新設、地区統括官の配置（令和2年4月から）

- ・ 監理室を新設し、「学校法務専門官」として弁護士、「学校支援専門官」としてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置するなど外部人材を積極的に活用。
- ・ 「地区統括官」を配置し、学校や教職員の状況等を適宜的確に把握するとともに、事務局の各所属と綿密に連携を図りながら、学校の抱える諸課題の解決に向けて指導・支援。
また重大事案発生時には、迅速な情報収集や学校の支援等を実施。

学校法務専門官・学校支援専門官と地区統括官及び学校園との連携・支援イメージ図



2 今後の取組（続き）

（2）ハラスメントに特化した研修を新設

（3）相談・通報窓口を丁寧に周知

- ※ 臨床心理士や社会福祉士、弁護士等からなる検討会を立ち上げ、さらなる再発防止の取組を検討
- ※ その他、前回までの議論を踏まえ、
 - ・ 研修体系の再構築 や コンプライアンス研修の拡充
 - ・ 採用制度の見直し
 - ・ 人事評価制度の再構築
 - ・ 新たな人事異動制度の構築 を推進